商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成25年4月16日(火曜日) 午前10時4分開会、午後0時7分散会

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、岩渕誠委員、 工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

4 欠席委員

福井せいじ委員

5 事務局職員

村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、 木村商工企画室企画課長、佐藤商工企画室自動車産業振興課長、

山村経営支援課総括課長、石川科学・ものづくり振興課総括課長、

佐藤産業経済交流課総括課長、岩渕観光課総括課長、

飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、 千田雇用対策・労働室労働課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(人事紹介)

継続調査 (商工労働観光部関係)

自動車産業振興施策について

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。 なお、福井委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。村上担当書記。

蛇口併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。 初めに、商工労働観光部の人事紹介を行います。

○**橋本商工労働観光部長** 商工労働観光部の新任職員を御紹介申し上げます。

寺本樹生雇用対策・労働室長です。

佐藤一男商工企画室自動車産業振興課長です。

山村勉経営支援課総括課長です。

石川義晃科学・ものづくり振興課総括課長です。

佐藤学産業経済交流課総括課長です。

岩渕謙悦観光課総括課長です。

千田利之雇用対策・労働室労働課長です。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 御苦労さまでした。

次に、教育委員会の人事紹介を行います。菅野教育長から教育委員会事務局の新任の方々 を御紹介願います。

○菅野教育長 教育委員会事務局の新任の職員を紹介申し上げます。

堀江淳教育次長兼教育企画室長でございます。

作山雅宏教育次長兼学校教育室長でございます。

宮澤寛行教育企画室学校施設課長でございます。

佐藤進学校教育室首席指導主事兼義務教育課長でございます。

川上圭一学校教育室首席指導主事兼高校教育課長でございますが、身内に不幸がありまして、本日欠席をさせていただいております。御了承いただきたいと思います。

大林裕明学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長でございます。

戸舘弘幸教職員課総括課長でございます。

小菅正晴教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 御苦労さまでした。

次に、労働委員会事務局の人事紹介を行います。浅沼労働委員会事務局長から労働委員会事務局の新任の方を御紹介願います。

○浅沼労働委員会事務局長 労働委員会事務局の新任職員を御紹介申し上げます。

中居哲弥審査調整課総括課長でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 御苦労さまでした。

次に、総務部の人事紹介を行います。新任の杉村孝総務部副部長兼総務室長を御紹介いたします。

○杉村副部長兼総務室長 杉村です。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○熊谷泉委員長 杉村副部長兼総務室長から総務部の新任の方々を御紹介願います。
- ○杉村副部長兼総務室長 それでは、総務部の新任職員を御紹介いたします。

及川忠総務室管理課長でございます。

細川倫史法務学事課総括課長でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷泉委員長 御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより自動車産業振興施策について調査を行います。調査の進め方についてでありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○佐藤自動車産業振興課長 本県の自動車産業振興施策について、まずお手元のA3判の 資料で御説明させていただきます。自動車産業振興施策についてというA3判の資料でご ざいます。

本県経済を支える自動車産業を振興するため、平成20年7月、岩手県自動車関連産業成長戦略を策定し、国内の新たな自動車生産拠点の牽引役、世界への部品、新技術、完成車の供給拠点、国内有数のものづくり産業集積地の形成を目指して取り組みを進めてまいりました。この結果、大手部品メーカーの進出、トヨタ自動車東日本岩手工場の生産拡大、地場企業の参入など、本県への自動車産業集積は確実に進展してきたところです。

ところが、最近、自動車産業を取り巻く環境は大きく変化しております。トヨタグループにおいては、昨年7月にトヨタ自動車東日本が発足、東北を国内第3の拠点とすべくコンパクト車の生産拠点と位置づけて現地調達率80%を目指すとしております。このことに伴い、県内自動車関連産業の出荷額や雇用がさらにふえていくものと期待されております。なお、トヨタ自動車東日本岩手工場で生産しているアクアの売り上げは好調で、平成24年度の新車販売台数で首位を獲得しています。

一方で、国内生産は縮小傾向にあります。海外との競争の中で、国内は付加価値の高い新技術開発等で優位性が求められています。このような環境変化の中、本県に自動車産業がしっかりと根差し、優位性を維持していくために、国際競争力のある拠点形成に向けて一層の基盤整備が必要となります。

これらの環境変化等に対応し、自動車関連産業の振興における施策の重点化を図る必要があるとの認識から、本年2月、岩手県自動車産業振興アクションプランを策定いたしました。そして、このアクションプランを推進していくため、県の組織体制の見直し、今年度、商工労働観光部商工企画室内に自動車の専担組織を設置したところでございます。

アクションプランの目指す姿は、東日本に形成される地域完結型のコンパクト車等の開発、生産拠点において本県が中核となる、成長戦略の目指す姿を実現し震災からの復興を牽引することです。これらを実現するため、アクションプランでは、サプライチェーン構

築支援、研究開発促進、人材育成、立地環境整備の四つの戦略を掲げ、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間、集中的、重点的な取り組みを実施することとし、それぞれの戦略に おいて目指す姿を明らかにしています。その目指す姿は、戦略ごとの表の裏に掲載しております。

資料の右側をごらんいただきたいと思います。それぞれの戦略において、具体的に取り組む内容についてでございますが、まず戦略I、サプライチェーン構築支援についてでございます。これまで、県内に自動車関連企業の誘致や、県内企業の参入による産業集積を進めてきましたが、サプライチェーンを形成するに当たり、いまだに不足する分野がございます。また、県内企業が自動車部品メーカーに構成部品の供給を行おうとしても、メーカーの要望に応えるだけの供給体制が十分に整わず、取引の拡大が限定的となっていました。このため、県内で不足する分野につきましては、ターゲットを絞った企業や事業の誘致、さらには商談会等を開催し、自動車メーカー等と県内企業のマッチングを行ってまいります。

県内企業による部品供給については、グループ化を進め、個々の企業の強みを結集することでメーカーの要求に対応できる体制づくりを推進してまいります。なお、県内企業においては、技術力を備えていても量産に対応できる設備を有していないため、取引に至らないケースも見られます。これを解消していくため、国や県の補助事業の導入による設備整備への支援を行います。

このような取り組み等により、県内中核企業への重点支援を行い、付加価値の高い部品 供給や取引の拡大につなげ、将来的には主要部品を納められるような企業となるよう支援 してまいります。また、新たに自動車産業に参入しようとする企業に対しては、セミナー や勉強会の開催等により、自動車産業への理解を深めていただき、参入につなげてまいり ます。

次に、戦略II、研究開発促進についてでございます。これまでの研究開発は、大学等がメーカーと個々に取り組むケースがほとんどで、県内の大学等の横の連携が十分に図られていませんでした。このため、今回のアクションプランにおいては、大学、一関工業高等専門学校や県工業技術センター、いわて産業振興センターがコーディネーターを配置するなど連携した研究開発体制を構築し、メーカーや部品製造会社のニーズに即した研究開発を強化することとしております。

次に、戦略Ⅲ、人材育成についてです。人材育成につきましては、3次元設計技術者や研究開発から生産技術、経営までを一貫して理解できる技術人材の育成など、これまでも本県の取り組みが自動車関連の業界から高い評価をいただいているところですが、サプライチェーン構築と研究開発促進を下支えする高度技術・研究開発人材を継続的に輩出するため、次世代技術人材育成プログラムの構築と実践に努めていきます。

また、県内企業の技術力、競争力強化につながる人材育成確保のため、生産技術高度化や改善等の研修、地域ものづくりネットワークやトヨタ東日本学園と連携し、次代を担う

ものづくり人材の育成を一層強化してまいります。

なお、戦略Ⅱの研究開発促進と戦略Ⅲの人材育成中の高度技術・研究開発人材の育成につきましては、昨年度、本県が国から地域指定を受け、5年間にわたって国の補助金により支援を受けられることとなった、地域イノベーション戦略推進プロジェクトで推進してまいります。

最後に、戦略IV、立地環境整備についてです。自動車関連産業のサプライチェーン形成を加速する物流と移動の効率化、ネットワーク強化を図るため、東日本大震災からの復興の取り組みとあわせ、東北横断自動車道釜石秋田線の重点整備、釜石港の復旧整備、いわて花巻空港の路線の維持拡大を加速化してまいります。

このようにアクションプランを推進することで、東北における自動車産業を本県が牽引 していくよう努めてまいります。アクションプランの概要は以上のとおりでございます。

続きまして、A4判の資料をごらんください。自動車産業振興アクションプラン、平成24年度実績と平成25年度の主な取組という資料でございます。アクションプラン初年度となります昨年度の実績と、今年度の主な取り組みについて、対比しながら御説明させていただきます。

戦略 I、サプライチェーン構築支援ですが、昨年度の自動車産業関連企業の誘致、増設件数は7件でありました。中でも、有力サプライヤーのデンソー岩手の誘致は、今後の本県自動車産業の発展に大きく貢献するものと期待しております。今年度もターゲットを絞った誘致活動を展開し、サプライチェーン構築に必要となる企業の立地に努めてまいります。

また、部品から完成車に至るまでのサプライチェーン構築において必要とされる分野を 物流の面から明らかにし、企業誘致につなげていくため、自動車関連産業集積促進強化事 業により物流の実態調査を行います。

県内中核企業への重点支援につきましては、県内企業の女性後継者のグループ、ものづくりなでしこイーストジャパンなど、グループ化の支援を行ってまいりました。今年度は県補助事業を創設し、グループ化をさらに促進してまいります。また、量産化に向けた生産力増強につきまして、国及び県補助金の活用により設備整備を支援してまいります。

商談会の開催等による取引拡大につきましては、昨年度は新規取引件数 28 件でした。今年度はトヨタ商談会、デンソー商談会等のマッチング機会の提供を行って、取引拡大を進めてまいります。

裾野拡大につきましては、セミナー、勉強会等を5回開催し、自動車産業の理解促進に 努めてまいりました。今年度も引き続き、自動車メーカーや大手サプライヤーなどから講 師をお招きして、業界や最新技術の動向等について勉強会等を開催してまいります。

戦略Ⅱ、次世代モビリティの開発拠点形成につきましては、先ほども御説明いたしましたが、昨年度、国の大型補助金、地域イノベーション戦略支援プログラムの採択を受けました。これは、事業期間5年、地域資金を含めますと総額約25億円のプロジェクトとなり

ます。昨年度は、岩手大学、岩手県立大学、一関工業高等専門学校、いわて産業振興センターにコーディネーターを配置し連携体制を構築するとともに、機器の整備、研究開発に着手するなどの取り組みを行いました。

また、同補助金では、高度技術・研究開発人材の育成も実施しており、各大学で人材育成プログラムを構築し、講座やセミナー等を開催しました。今年度は、大学、研究機関のネットワークによる研究開発の促進、事業化、製品化に向けた企業との連携促進を進めるとともに、人材育成に積極的に取り組んでまいります。

戦略Ⅲ、人材育成につきましては、企業人材の育成を図るため、関東自動車工業OBによる生産工程改善指導を7社に実施しており、今年度も強力に進めてまいります。

また、いわてデジタルエンジニア育成センターによる3次元設計開発技術者等の技術人 材の育成を行っており、これにつきましても、よりレベルの高い技術者の育成を目指して 取り組んでまいります。

戦略IV、立地環境整備につきましては県土整備部が担当しておりますが、昨年、東北横断自動車道釜石秋田線の宮守インターチェンジ東和インターチェンジ間が開通、いわて花巻空港名古屋便が増便されており、今年度も引き続き、同横断自動車道や三陸沿岸道路の重点整備、釜石港の整備促進、いわて花巻空港の路線維持、拡充を図ってまいります。

以上のとおり、本県自動車産業の振興に向けて専担組織が中心となり、積極的に取り組んでまいります。

○熊谷泉委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○岩渕誠委員 アクションプラン、大変結構なものだということで資料をお読みしておりましたけれども、2点お尋ねしたいと思います。

まず、サプライチェーンの構築支援についてでありますけれども、これまで岩手県においては、特に接着技術が東北の他県に比べて非常にすぐれているということで、その企業集積も進んで、また大学、研究機関も充実しているということから、名古屋市での例のマッチングフェア等でもかなり接着部門を前面に出して企業とのマッチングを進めてきたと私は理解をしています。

一方で、今回出てきた構築支援の中身を見ますと、不足分野等をターゲットにした企業、 事業誘致という考え方が明確に出てきたと思うのですが、これまではオール東北の中で足 りない部分、例えば山形が強い部分があって、岩手は全くないというのもありますけれど も、そういったところにも事業誘致、企業誘致をして総合的にやっていくと、こういうこ とのようでありますけれども、不足分野はいっぱいあるわけですけれども、具体的にどこ をターゲットにして構築していくおつもりなのでしょうか。

○佐藤自動車産業振興課長 県内地場企業等で対応できない分野でございますが、主に鍛造分野、ダイキャスト分野、表面処理、塗装、メッキ等の分野が地場企業では対応できないということで、これらの分野も積極的に事業誘致等を進めてまいりたいと考えておりま

す。

○岩渕誠委員 今具体に鍛造の話が出ましたけれども、これはたしか東北の中では山形が頭一つ抜けているかなと私は思っているのですが、先行する地域があって、地政学的な問題もあって、それを乗り越えて岩手がそういった分野をターゲットにするということは、意欲としては買うわけでありますけれども、具体に、例えば企業側からすると、そこの企業が単体としてあるということもさることながら、それを支援する例えば学術的なサポート、岩手大学にそういった研究者がきちんといるのかとか、スタッフが充実しているのかということが企業側からすれば非常に重要な点であって、点で持ってきてもなかなかそれは難しいだろうという話を何度か私も名古屋に行って伺ってきております。その辺を含めてサポートがないと、ただ単に不足のやつをどこからか持ってきたいといったって、これはそう簡単に来ないと思うのですが、その辺の対策はどうお考えですか。

○佐藤自動車産業振興課長 先ほど御説明申し上げました地域イノベーション戦略支援 プログラムというのが昨年度から5年間かけて研究開発を進める中で、岩手大学に、鋳造、 金型等々を含めまして、得意な分野あるいは足りない分野につきましても、研究員を招聘 しまして研究開発を進めていく取り組みを始めました。そういった中で、不足分野に係る 技術の開発についても、いろいろ研究を進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 わかりました。ただ、先行地がある中で、総合的に底上げをするという意味での取り組みということになると、かなりハードルが高いということになるのだろうなと思いますが、ただ目指す方向とすれば、そういった中で技術移転を地場にして、ティア1はなかなか今来るような環境にないですから、地場の企業を受け継ぐとか、狙いとしてはよくわかります。

では一方で、今まで非常に強みのあった産業分野、これについて今後どういうふうな評価をしていくのかも、大体ある程度行き渡ったので、それは技術革新の中でどんどんやってくださいということなのか、県として支援が必要なのかという観点ではどのようにお考えなのでしょうか。

○佐藤自動車産業振興課長 トヨタが現地調達率を 80%に持っていきたいということを 表明しておりますが、現状では四十数%台と伺っております。そういった意味で、まだま だ本県が参入していく余地はあると思いますので、得意分野も含めて技術開発等も進めな がら、取引拡大に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 今地元調達率というお話が出ました。私もそれ今お話ししようと思っていたのですが、今四十数%、狙いは80%だけれども、せめてここ二、三年の間に60%ぐらいまで持っていかなければいけないだろうと思っているのですが、逆に地元調達率から追いかけてどの部分に可能性があって、我が県とすれば、どの程度開発できる見通しがあるのか。せっかくこういった数字が出ているわけですから、そこから逆算をして、県としてどこに参入をする可能性があるのかという部分に対して、集中的にある程度やっていかないと、いわゆる地場の企業に対しての、恩恵という言葉が適切かどうかわかりませんけれど

も、そういったところが早く効果が発現しないだろうと思っておりまして、地元調達率から追いかけた上でのターゲットというのをきちんと明確にやらないと、全体のアクションプランはアクションプランでいいのですけれども、個別具体の、もっと落とし込んで、狙ってターゲットを決めてということになると、地元調達率から追いかけていって、どこに参入できる余地があるかということ、やはりそこに集中的に投入するのが一番の近道ではないかなと思っているのですが、その辺どのように分析をされていますか。

○佐藤自動車産業振興課長 地元調達率が進んでいない部分としましては、電装品、それからサスペンション等々あるわけですが、主にそういった電装品、サスペンション等の調達率を押し上げるような部品について参入できるように進めてまいりたいと考えています。 ○岩渕誠委員 わかりました。きょうは個別具体に掘り下げてこの場ではお話をしませんけれども、余地があるところにみんな突っ込んでいくというの、これ一番手っ取り早いといいますか、それになおかつ技術陣がぶら下がっていれば一番いいことでありますけれども、ぜひその辺は本当に戦略、戦術を考えていただきたいと思います。

一方で、人材育成の部分でありますが、ここ 10 年間の流れを見ていますと、なかなかティア 1 が出てこない、ティア 2 も出てこないという部分、経済状況というのが一番大きなわけですけれども、背後に、トヨタ関係者の話を漏れ聞きますと、高校人材に対してもう少し充実をしていただかないと、進出するなり、事業展開を充実するということにはつながらないだろうと。もちろん、専門教育という部分が必要でありますけれども、いわゆる一般工員に対して、きちんと教育的な部分を押し上げてくれないと、なかなかそれマインドとして東北が出てきませんよというのは、かなり前から県のトップも言われてきた経験があったと思います。その辺について今どのような改善をされているか、そして今現状をどのように認識しているでしょうか。

○佐藤自動車産業振興課長 高校生等、次代を担うものづくり人材の育成ということで、本県では黒沢尻工業高校に2年制の専攻科、産業技術短期大学校に1年制の専攻科を設置し、将来の現場リーダー、現場管理者の育成に向けて、幅広い知識と高い技能を取得させるべく、幅広くものづくりに関する研修を行っていることでございますし、あと企業に入っていただいているものづくりネットワークが県内に五つございます。そことも連携を図りながら、例えばものづくりネットワークによる出前授業とか工場見学、技能講習等々も実施しているところでございますし、そういった取り組みについては一定の評価をいただいていると理解しておりますので、こういったものをさらに強力に推し進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 いずれ地場企業の充実をするなり、あるいはよしんば企業誘致がなって、 人材を確保していくということになると、いわゆる一般的な社員の底上げということから すれば、専門教育とは別にそこのところのレベルを上げていくということは、はっきりと した課題として言われているわけでありますから、ものづくりの専門教育以外のところも やっていかないと、20年、30年、企業側からすれば最低でも30年、40年のスパンでそこ にお世話になるということになれば、どういう人材が集まるのですかということになったときに、かなりそれは今まで事業展開してきた地域とは残念ながら差があるという話もされていますから、それをしっかりやっていただきたいと思いますし、一方で専門的な教育については、黒沢尻工業高校の専攻科、私も視察をしたことがありますけれども、取り組みとしては大変いいのですが、ただ今県が掲げているところまで自動車産業を振興するのだということを本気で目指すのであれば、いわゆる専攻科というものにはおのずと限界があるのではないかなと思っております。これは、高校再編の論議とも絡むかもしれませんけれども、自動車科という形で、若いときからもう少し体系的に学べるような学科設置も含めて、人材育成というのが急務ではないかなと思っているのですが、そのあたりの考え方はいかがですか。

- ○佐藤自動車産業振興課長 委員御指摘のような状況もあると伺っておりますが、県としましては、まずは地域の教育界とのネットワーク、連携をまずさらに密にしながら、高校に限らず小中学生から、いろいろなキャリア教育、産業教育等も一緒に実施することによって、まずは課題解決に努めてまいりたいと考えております。
- ○斉藤信委員 まず、平成 20 年に、東北域内で生産台数 100 万台の目標を掲げて、現状 は 50 万台だと。平成 20 年の時点の目標 100 万台というのは、このうち岩手県の生産台数 をどう見込んで、そして現状 50 万台のうち 40 万台と聞いていますが、岩手県の生産台数 はどうなっているのか。生産能力はどのぐらいあるのか、そのことをまずお聞きしたい。
- ○佐藤自動車産業振興課長 平成 20 年の成長戦略策定時点における岩手県での生産台数は 30 万台というものでございます。現状では 40 万台を超えたと、トヨタ関係者から伺っているところでございます。
- **○斉藤信委員** 聞かれていることをよく受けとめて。100 万台の生産目標のときに、岩手 県はどういう目標を立てたのですかと。今 40 万台を超えたと言うけれども、岩手工場はど れだけの生産能力があるのですかと。フル生産体制ですかということを聞いたのですよ。
- ○佐藤自動車産業振興課長 失礼いたしました。自動車産業成長戦略の策定時、2008年7月でございますが、この時点では以前の生産台数、本県の生産台数は30万台、2010年時点で東北での生産台数を50万台と見込んだものでございます。

それから、岩手が幾らということはこの時点ではうたっておりません。

さらに、生産能力でございますが、今現状では36万台の生産能力があると承知しております。

- ○斉藤信委員 36 万台の生産能力で、40 万台を超えているというのでしょう。どういうことなのですか、それは。40 万台を超える生産能力があるということなのではないの。
- ○佐藤自動車産業振興課長 現状では、2ライン、2直、さらに残業等といいますか、そういうことで対応しているというふうに。
- ○飛鳥川企業立地推進課総括課長 トヨタ自動車東日本岩手工場の生産キャパの部分は、 まず2ラインということで、36万台でございます。ただ、先ほど佐藤課長からも説明した

とおり、今の生産車種が大変好調だということで、かなり改善等を取り入れて効率的にやった結果、キャパを超える 40 万台の生産台数ということです。したがいまして、これが安定的にずっと 40 万台生産するかということになると、かなり難しい部分もございまして、やはりラインの増設等の対応が必要になってくるものと思います。

○斉藤信委員 担当者、ちゃんと答えてよ。

それで、今2ラインで36万台というのが通常のシフトで、それを超えて恐らくフル生産 以上で40万台やっていると。だとすると、私はラインの増設、工場の増設が必要になって いるのではないかと。これはどういうふうになっているのですか。

- ○佐藤自動車産業振興課長 委員御質問の点につきましては、一義的には企業の経営や工場の判断ということになろうかと思いますので、引き続きトヨタ自動車東日本のほうから、 今後の考え方等々については聴取、行ってお話を伺ってまいりたいと存じます。
- ○斉藤信委員 36万台の生産能力で、40万台を超える超フル生産をやっていると。私は、アクションプランで、トヨタ自動車東日本に増設を求めなかったら、これ以上は拡大しないではないですか。そういうのがなぜ出てこないのか、このプランに。何か後追いのような感じがして、それがまず第1点です。そういう超フル生産体制というのであれば、工場の増設ということを基本にして、それを支える体制をつくるということになるのではないか。

第2点は、現状及び新たな課題の中で、岩手県輸送用機械出荷額というのが3,946億円となっているのですが、これは地元調達率が四十数%ですから、岩手県内で付加価値が生産される額ってありますよね。これは幾らになるのですか。

○佐藤自動車産業振興課長 まず、第1点目の生産ラインの増設について要望すべきではないかということでございますが、先ほど飛鳥川総括課長からもございましたとおり、アクアが40万台ということで好調でございますが、今後の展開、国内全体での生産台数、あるいはどれだけつくっていくのかという自動車会社のグローバルな展開も含めて、東北で、うち何台つくるかということを将来にわたって検討されているようでございますので、そういったことも注視しながら、今後対応を考えていきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、付加価値の数値でございますが、現在手元に持ち合わせてございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○斉藤信委員 自動車産業というのは、組み立て産業なので、出荷額だけでは本当の岩手県の役割がわからないのですよ。岩手県の中でどれだけの付加価値が生産されているか、そういうちゃんとデータありますので、経済指標を見るときに比較すべき指標というのがあるわけだから、それをきちんと示していただきたい。

そして、東北で100万台を目指して、岩手県は今40万台やっていて、だったらあと60万台は宮城県ということになりますよ。そういう位置づけではないのだと思うのだよね。だから、好調なときほど攻勢的にやっていただきたい。

次、三つ目の問題で、こういう好調なときに、3の新たな「目指す姿」と「戦略」とい

うところで、震災からの復興を牽引とありますね。私、こういうフル生産のときこそ県内 の雇用拡大、正社員化を進めるべきだと思うのですよ。今のトヨタ自動車東日本岩手工場 の正社員、期間社員、派遣社員、これはどうなっているでしょうか。この数年間の新採用 者数、これどうなっているでしょうか。

○佐藤自動車産業振興課長 トヨタ自動車東日本岩手工場の正規社員、期間社員、派遣社員の状況でございますが、正規社員につきましては、平成25年4月1日現在、1,701人、それから期間社員828人、派遣社員322人、トータルで2,851人という状況でございます。

それから、期間社員の正規社員への登用でございます。平成 18 年度 46 人、平成 19 年度 71 人、平成 20 年度 106 人、平成 21 年度 10 人、平成 22 年度 15 人、平成 23 年度 13 人、平成 24 年度 10 人という状況でございます。

それから、新採用社員でございます。平成 24 年度の新採用社員数は、岩手工場配置は 36 人でございます。平成 25 年度の新採用者数は、全社で 103 人でございますが、現時点で岩手工場の配置はまだ未定でございます。

○斉藤信委員 トヨタ自動車東日本岩手工場の正社員は、平成 24 年 6 月 1 日で 1,800 人 いたのですよ。今のお話だと 1,701 人で、約 100 人減っているのですね。期間社員が 828 人と、これ恐らく 30%ぐらいだと思いますね。派遣社員が 322 人で、最高規模の数ですよ、 322 人というのは。結局フル生産を期間社員と派遣社員で支えていると。トヨタ自動車東日本岩手工場は、恐らく岩手県では民間では最大の会社ですよ。リーディングカンパニーと言ってもいい。そういうリーディングカンパニーが、40%近く期間社員と派遣社員に支えられているということでいいのかと。

今お話ありましたように、一時期、平成20年度ですよ、期間社員から106人正社員にしたと。直近は10人ですよ。845人も、基本的に6カ月更新ですよ、それを3年、4年、5年と続けているのですよ。こういう状況を、岩手県は強く改善を求めるべきだと。6カ月でいつ首を切られるかわからないという状況を、雇用対策もここは担当なのだから、景気の悪い企業ならともかく、今一番勢いがあって景気のいいところが、こういうときこそ期間社員の正社員化、新採用の大幅な採用を求めるべきではないかと。人材育成と言ったって、この程度しか採用されなかったら人材育成は実りませんよ。20人、30人程度の新採用では実りませんよ。そういう点どうですか、どういうふうに取り組んできましたか。

○佐藤自動車産業振興課長 これまでも、県としまして可能な限り期間社員の正社員への 登用について、機会あるごとに要請をしてまいりましたし、これからも努めてまいりたい と考えております。

○斉藤信委員 部長、知事も頑張って期間工から 100 人とか、どんどんふえた時期あるのですよ。ところが、リーマンショックを契機にまた戻ってしまったのですよ。しかし、今リーマンショック以前より、トヨタ自動車東日本岩手工場はまさに生産能力を超えるようなフル生産をしていると。恐らくしばらくはこのままの状況が続くと思います。長期はわかりませんけれども。こういうときこそ知事、部長が先頭になって、雇用にとっても、労

働条件にとっても、改善を図る絶好の機会ではないか。改めてこれは部長にお聞きしたい。 〇橋本商工労働観光部長 自動車業界、とりわけトヨタ自動車東日本岩手工場は、委員御指摘のとおり、今まさに過去に例のないぐらいの好調な生産を誇っておりまして、受注に応えるのに精いっぱい頑張っている状況でございます。しかしながら、徐々に、例えば納車の期間等、過去、アクアで申しますと6カ月、最近ではそれが2カ月、1カ月待ちというように、徐々に需要が低下してきている傾向にあることも伺っております。トヨタ自動車東日本といたしましては、国内300万台体制を維持していく中で、どういった車種をどの工場で、どう効率的に生産販売していくかというのは最も基本的で重要な部分で、そういった部分については、推察でございますけれども、検討されている状況と思っております。 好調なときに、フルの体制のマンパワー体制をつくり上げることが経営戦略として適当なのかどうか、これは一義的に経営にかかわる部分でございますので、その見通し、あるいは今後の為替の動向、それらも含めて総合的に判断されるべきものと考えます。

しかしながら、委員御指摘のとおり、トップの企業と言ってもいい好調企業でございますので、先ほども佐藤課長のほうから答弁申し上げましたとおり、私たちは常に機会あるごとに、さまざまな懇談する機会等を持ちながら、あるいは企業訪問もする中で、期間工あるいは派遣社員等の正社員化への登用というのは常に申し上げ、お願いをしてきておりますので、引き続きそのスタンスは変えずに、御理解をいただくように努めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 トヨタ自動車東日本岩手工場の推移で見ると、平成 19 年4月1日の段階 で 2,868 人だったのですよ。これが直近で、さっき言われたように 2,851 人でしょう。30 万台生産しているときに 2,800 人で、40 万台を超えているときもこうなのですよ。そして、その中で、期間工が 828 人、派遣が 322 人ということですから。人数をふやさないで、生産台数は 10 万台もふやしていると、大変な労働強化。ラインの改善もあると思いますが、そういうところも踏まえて、ぜひ雇用の労働条件の改善を強く求めていただきたい。

それと、次、四つ目の問題なのですけれども、愛知県の状況を調べたことがあるのですけれども、トヨタ自動車というのは、景気のいいときでさえ下請企業は赤字だったのです。だから、トヨタ自動車本社はもうける仕組みになっているけれども、下請は、下請単価をうんと絞って、下請企業は圧倒的多数が赤字と、こういう二重構造でした。岩手県で自動車産業の裾野を広げるというので、着々とそれが広がっていることは評価をしたい。同時に、自動車産業に参入して収益が上がったと、経営成績がよくなったということでないとだめだと思うのです。その点はどうなのでしょうか。この間参入したところは、確実に経営状況が改善されているのか、実績が上がっているのか。自動車産業は下請単価をどんどん下げて絞っているということも全国的な特徴なので、岩手県の参入企業の状況はどういうふうに把握されているでしょうか。

○佐藤自動車産業振興課長 自動車関連産業への参入につきましては、コスト面、品質面、納期面から相当ハードルが高いということは承知しておりますが、一旦参入ができますと、

相当長い期間にわたって取引関係が継続されるということも伺っておりまして、現状では、 本県の中核産業として自動車産業を盛り立てていくということによりまして、地域の中小 企業の皆様が潤うことができると理解しております。

○斉藤信委員 もう少しリアリズムでやってください。リアリズムでトヨタ自動車の話を したのだから。愛知県の実態というのはなかなか深刻だったのですよ。だから、参入した 企業がプラスになったということでないとだめだと思うので、全体として岩手県の場合は 愛知県なんかと比べると労働の単価も低いと思うが、それでも参入すればこれだけのメリ ットがあるということを示していかないとだめだと思いますよ。それは後でまた別の機会 にしっかりお知らせいただいて。

最後です。地域イノベーション戦略というので、5年間で25億円のこういうプログラムが採択されたと。これは自動車産業に特化したものなのか、どういうものなのか、これをちょっとお聞きしたい。

それと、いわてデジタルエンジニア育成センター、これはどういうもので、年間どれだけ育成されて、自動車産業への就職はどうなっているのか。

それと、トヨタ東日本学園がつくられたようですけれども、トヨタ自動車はトヨタ自動車独自に職業教育をやろうということは、全く悪いことではないですが、トヨタ東日本学園と岩手県が取り組もうとしている人材育成との関係、このことをお知らせいただきたい。〇佐藤自動車産業振興課長 地域イノベーション戦略支援プログラムでございますが、これは復興庁、文部科学省、経済産業省等が地域イノベーションの創出に向けた地域の主体的にすぐれた構想の提案を受けて、都道府県の提案を受けて、戦略推進地域として指定するわけですが、具体的には文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラムというプログラムの補助事業を、地域指定を受けまして採択を受けました。国の補助金は2億5,000万円掛ける5年でございますが、同様の地域資金を積み上げて、年5億円掛ける5年、25億円というテーマで事業を実施しております。

本県では、いわて環境と人にやさしい次世代モビリティ開発ということで提案いたしまして、次世代モビリティ、これは次世代自動車を念頭に置き、岩手大学が得意とする金型、鋳造、デバイス、岩手県立大学につきましては組み込みソフト、ICT技術、こういったものの開発を念頭に、岩手県、岩手大学、岩手県立大学、一関工業高等専門学校、県工業技術センター、いわて産業支援センター等が連携して、この5年間、事業を進めるものでございます。具体には、直接国から構成機関に補助金が支給されるということで、必ずしも岩手県の予算をくぐるものではございません。

それから、いわてデジタルエンジニア育成センターでございます。これは北上市にございます。平成19年度以降、156名が受講しておりまして、86名が自動車関連企業に正規雇用されているところでございます。教育内容としましては、3次元のCAD技術の養成講座、あるいは3次元の設計データ活用講座等々の講座を設定しております。

それから、トヨタ東日本学園につきましては、平成25年4月に第1期生が入学しており

ます。長期1年間のコース、中期2カ月のコース、短期1週間のコースがございまして、 設備制御、保全技術等々、その期間に応じた研修を受けております。ちなみに、岩手県で は、短期と中期でございますが、9名の方が入校しております。

○小泉光男委員 岩手県自動車関連産業振興は私も賛成であります。ぜひ進めてもらいたいのではありますが、これまでは岩手県南を中心に自動車産業の振興をしてきたと思います。それは、もちろん関東自動車が金ケ崎町にありましたので、金ケ崎町、北上市を中心に、県南に自動車産業の軸足があったのです。でも、やっぱり岩手県の自動車産業の振興というからには、県北もその利益にあずかりたいのでございます。でも、この資料の2枚目を見ても、平成24年度の実績をなぞって、平成25年度も水平展開するように見えます。ということは、これまで県南が自動車産業の恩恵にあずかって、県民所得とか、あるいは雇用率も、甚だ県北よりも享受してきたわけです。逆に言うと、県北には自動車産業の恩恵が全くないとは言いませんが、ほとんどなかったために大きな差がついてしまった。それを直していく、是正していく。県北にも自動車産業でもって、格差を埋めていくのだというのが県の方針でなければならないし、また平成25年度以降、そういった部分を期待して見ていたのですが、そういう部分が見えませんので、県北への自動車産業振興について盛り込んでいるのか、盛り込んでいないのか、盛り込んでいるとすると何が入っているのかを御説明ください。

○佐藤自動車産業振興課長 自動車産業振興施策につきましては、県がひとりこれを行うわけではなくて、いわて自動車関連産業集積促進協議会というのがございます。知事が代表幹事ではありますが、これはトヨタ自動車東日本岩手工場ほか自動車関係の企業が二百数十社入っております。この中に、県北、沿岸地域の20を超える企業も加入いただいておりますので、こういった協議会を通じてこのアクションプランを、県北、沿岸の企業の皆様とも一緒に自動車産業振興の取り組みを進めさせていただきたいと存じます。

○小泉光男委員 理念はわかるのですけれども、例えば、先ほど地元調達率が 40%前後で、特に電装品とかサスペンションが進んでいないという話をされましたよね。二戸市の仁左平にあった東北住電装ですか、あそこも一旦自動車関連産業ということで誘致をしたわけですけれども、縮小というか、撤退とでもいいますか、逆に県北の自動車産業は、皆様の御努力があったかどうかは知りませんけれども、県北は斜陽化していますよ。ですから、20 社も入っている、だからいいのだということでは、格差がますます広がれども県北への恩恵は少ないと思いますので、もう一度そのあたり、県北へのエネルギーといいましょうか、力を集中するための何があるのかお示しください。

○佐藤自動車産業振興課長 今申し上げましたとおり、県北、沿岸にも 20 社を超える企業がございますが、トヨタ自動車関係あるいは関東自動車OBのコーディネーターを委嘱しております。その方たちと一緒に、県北、沿岸の企業の掘り起こし、事業の参入可能性について、きちんと取り組んでいきたいと考えております。

○小泉光男委員 自動車関連は県南中心、県北は雑穀とか衣料、あるいは縫製工場の進出

のような意識をぜひ捨てていただきたいのです。県北は女性型雇用、あるいは短期、単純 型雇用のくくりをして、県南は先端技術、あるいは産業創出型企業というようなことになっていけば、ますます岩手県の成長が偏っていくと思います。県が斉しく発展して幸せを 求めていかなければいけないという観点が必要だと思いますので、この点、部長の御意見 をお聞きして終わります。

○橋本商工労働観光部長 県北、沿岸地区への自動車産業の参入等の県の取り組みでございますが、県では目標値、実際にアクションプランの中でさまざま定めています。例えば40社重点にしていくとか、目標値も掲げておりますし、先ほど佐藤課長が答弁申し上げましたとおり、コーディネーター等も十分配置しながら、県内の県北、沿岸の可能性をぜひ引き出し、そして参入の可能性をさらに高めていきたいと思っておりますし、とりわけ企業単独では参入がなかなか難しいといった場合に、今新たな手法としてグループを組んでいただく中で、自動車産業への参入のチャンスを広げる取り組みもしていきますので、県北、沿岸地域の企業においても、働きかけ、あるいは御説明等もしながら丁寧に対応し、全県で自動車産業の恩恵が受けられるような環境づくりになお一層努めてまいりたいと思っております。

- ○佐藤自動車産業振興課長 先ほど斉藤委員から御質問いただきました輸送用機械器具 製造業の付加価値額でございます。平成22年でございますが、684億円でございます。
- ○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって自動車産業振興施策についての調査を終了いたします。

この際、執行部から山田町の緊急雇用創出事業について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町の緊急雇用創出事業につきまして、前回平成 25 年3月22日のこの常任委員会以後の主な動きについて御説明申し上げます。

まず第1に、前回、山田町からの実績報告の状況及び県の審査の考え方を説明したところでございますが、去る平成25年3月31日に県の審査を終え、事業計画額7億9,100万円余に対し、補助対象額を2億8,900万円余に確定した旨、山田町に通知しましたので、御報告いたします。

概要につきましては、平成25年4月3日に議会事務局を通じて委員各位にお知らせして おりましたが、本日、参考まで、その写しをお手元に配付しております。

第2に、平成25年4月2日、山田町緊急雇用創出事業委託に関する第三者調査委員会が 調査及び検証の結果をまとめた報告書を山田町長に提出いたしました。本日は、お手元に お配りしております報告書概要版により内容を御紹介いたします。

全体の構成は、Iに、NPO法人「大雪りばぁねっと。」と山田町。Ⅱに、「御蔵の湯」と(株)オール・ブリッジ。Ⅲは、平成23年度末に破たんしていた。Ⅳに、山田町監査委

員による指摘から山田町が委託契約を打ち切るまで。Vとして、乱脈経理の実態と不適切な経費支出。この5項目に分けて、調査結果と問題点の指摘をした上で、VIとして、論点整理では、問題が表面化するまでの町の対応等について、問題点や疑問を整理しております。この中で、県の対応に関しても、完了検査で23年度事業報告書を了承した県の責任をどう考えるか、及び御蔵の湯の建設に関し、県の示唆とする岡田氏の言動をどう評価するかについても述べられているところでございます。

最後に、VIIで山田町に対する第三者委員会の提言として、一つには、同じ失政を繰り返すことのないよう問題の本質をよく把握すること。二つ目に、町民への説明など、山田町の信頼を早期に回復する努力をすること。三つ目に、NPO法人大雪りばぁねっと。への責任追及など、山田町が委託している弁護士とよく相談すること。四つ目に、視野を広く全体の動きに関心を持つなど、職員の資質、能力の向上に努めること。五つ目に、県、市町村が一体となって補助金の使い方を厳しく監視するなど、施策をとること。この五つの提言を掲げ、結びとしているものでございます。

第三者委員会からの報告でございますので、県からは簡単な紹介のみとさせていただき、 以上で説明を終了いたします。

- ○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。
- ○後藤完委員 山田町の緊急雇用創出事業につきまして、いろいろと状況が見えてまいりましたけれども、いずれ事業主体は市町村だと思います。その責任は市町村が持つべきだろうと。ただし、このように何回も計画変更されて、そのことの指導監督については、県でもいろいろと反省すべきだろうと思います。

委託事業というのは、こちらの補助対応の中では、見えたとしても、その内容まで精査できなかった部分、変更を7回もやっている中で、どの程度の変更内容があったのかということ、市町村任せの計画処理をやったのかどうかということを改めてお聞きしたいと思います。

それから、この報告書の中でも、いろいろ市町村の対応のまずさがあらわれております。 被災した市町村ですから、当然対応が不可能な部分もあったかもしれない。あってはなら ない事態でありますので、この事業については恐らく会計検査院が相当入ってくると見て おります。そういった場合に、大変な返還額、あるいは責任が問われる。このNPO法人 の関係だけであるのか、この事業について他地区でもこのような状況はないのかというこ とをまずお聞きしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 第1点の山田町任せの変更であったのかという点でございますけれども、山田町の自主性、その企画について尊重したことは確かでございますが、委員御指摘のとおり、またこの報告書にもありますとおり、県の責任がなしとは言えないという報告もいただいております。そういう意味からも、今年度の事業につきましては、県において市町村のチェックの状況をきちんとフォローするような対応を考えてまいりたいという通知をして、今年度はそういう形で取り組んでまいりたいと思っております。

二つ目の会検対応の問題でございますけれども、他の事業で同様の状況は起きていないと考えております。一部、事業の対象外となるようなものにつきましては、検査の段階、あるいは県からの指摘に対する市町村の見直し、あるいは受託団体からの申し出により、既に処理されていると考えておりまして、ほかにはそういった問題は、適切に対応しているものと認識しております。

○後藤完委員 いずれこういう結果になったところでございますので、恐らくは返還という話になってくると思います。そうした場合に、今この非常時の復旧対応をしている中で、市町村の復興の足かせになってくると思います。この報告書の中にも、県に返還の部分の補填等についての要請をしたらどうだという話も入っていますけれども、簡単に言える問題ではございません。この事業とまた別枠でフォローしていく、市町村に対して配慮していく。あとは市町村が責任を持ってNPO法人との確認をとり、責任をとらせるという指導をすることが大事だと思いますので、その点もう一度お願いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 復興の足かせにならないよう県も引き続き支援をしていくということは、委員御指摘のとおりでございます。地元では、一部何らかのペナルティーの心配もあろうかと思いますけれども、むしろ県といたしましては、この問題についてはこの問題として適正に対応し、その上で既存の制度、事業をフルに活用して、山田町の復興については引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○小田島峰雄委員 後藤委員の質問に関連して、若干視点を変えてお話をしたいと思います。

ずっと言われておりますように、こういう事件になりまして、県の責任あるいは市町村の責任、いろいろ議論されておるわけでありますけれども、別な観点から見れば、こういう結果になって、県では、あれもすればよかった、これもすればよかったとお思いになるかもしれませんけれども、基本的に市町村の行政に過度の関与をしたり、介入をしたりすべきでないという観点で申し上げます。やはりこの問題というのは、第一義的には山田町が負うべき問題なのであります。地方自治法が改正になりまして、国、県、市町村が上下主従の関係から、対等協力の関係になった時点で、財源や権限をきちんと行使する、マネジメントできないということになれば、また元に戻したほうがいいなんていう議論が出てきはしまいかと懸念するわけであります。

この報告書を見させていただきました。極めて問題だらけでありますけれども、それを全部県の問題にするのは乱暴だろうと思います。だから、ここまでは県の責任、ここからが市町村の責任だということをきちんと認識した上で、市町村が自立する観点で関与するにとどめるべきだと、限定的な関与をするべきだと思うわけであります。

繰り返し申し上げますように、県の責任がないとか、反省すべきでないと申し上げておるわけではありません。県も相応の反省をし、総括をすべきだと思いますけれども、市町村に関与する場合には、しっかりと、ここまでが県だと、ここからは市町村だと。あくまでも市町村が自立をしていかなければいけない、市町村は独自の足で歩いていかなければ

いけないと考えておりますけれども、何か御所見があればお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 小田島委員御指摘のとおり、そして先ほど後藤委員からも御指摘いただきました。市町村の自立、市町村の自主的な企画、事業の立案に対して、県が関与しようという意図は全くございません。そこの点につきましては、今回の問題の反省も含め、やはり継続していくべき、維持していくべき部分と考えております。県が行うべき責任は、市町村がやるべきことをきちんとやってもらっているかというところをフォローしていくという形で、県の責任を果たしてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 今県の責任というところでお話、お二人からありましたので、関連でさせていただきます。

第三者委員会の調査報告書を拝見いたしましたけれども、その結果、いろんな問題がある中で、実際に補助金返還ということが現実的になってきたと。そしてまた、山田町においては、この後どうするかということでは、新聞紙上には、当該NPO法人とその代表理事に対しての返還請求、並びに刑事責任も問うという記事が載っておりますけれども、私は、県として今なすべきことは、原因者に対してきちんと返還をさせるための体制を山田町と一緒になってやるということが、今県が進めるべき責任のとり方といいますか、果たすべき責任のとり方だと思います。

過去にこうしたケースでありますと、森のトレーというのがありますけれども、県として、補助金の回収に全力を挙げた経緯もございます。補助金の返還、行政対行政の返還はもちろんでありますけれども、そのもとになった原因者に対しての追及をきちんとするという立場から、新聞紙上で伝えられているように、山田町が訴訟を提起し、民事上やるということであれば、積極的に補助参加をして、共同責任においてやるべきだと思いますが、いかがですか。山田町の法的な措置の状況も踏まえて御説明いただきたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、山田町におきましては、新聞報道もされておりますとおり、現在東京弁護士会に所属する弁護士、堀合弁護士に委任をして訴訟対応をしていくと聞いております。現時点では、具体的にそこに県が参加してどうこうという状況ではありません。山田町として弁護士を依頼し、訴訟対応を検討しているものとして、状況を注視しているところでございます。訴訟への補助参加と県の積極的な関与という部分につきましては、これまで具体的にこの案件について対応してきたものではございません。今後、その点について県がどう対応すべきかについては検討してまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 この報告書を見てもそのとおりなのですが、当該NPO法人の代表者、真 摯な対応をとっていませんよね。本来こういう場に来て説明なり釈明なりをすべき立場で ある者が、第三者の調査委員会の聴取に対しても全く応じていないと。したがって、これ は法的な場で解決をするということがやむを得ない状況になっていると思うのですが、今 の高橋特命参事兼雇用対策課長のお話ですと、これからということでありますが、やはり 私は絶対に補助参加という形なりで、しっかり県と山田町で協力をして、回収の努力をや るようなところまで来ているのだろうと思います。

部長にお伺いいたしますけれども、やはり回収努力に向けて早急にやらないと、新聞紙上によりますと5月下旬に提訴という話もあるようですけれども、そんな悠長なことを言っていられない、保全の関係等も含め、しっかりやらなければいけないと思うので、私は早急に県として検討して、参加すべきと思いますが、部長いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 本事案につきましては、山田町において第三者委員会を設けて、その究明に当たり、相手方の協力が得られず、それなりの制約がある中で短期間でこの報告書をしっかりと取りまとめたものと受けとめております。そのことと、この緊急雇用創出事業の問題とは、分けて考える必要があるのではないかと考えております。と申しますのは、県は山田町と補助金交付の契約をしておりますし、山田町はNPO法人と委託事業の契約を行っているということでございますので、直接的に県とNPO法人に関係があると捉えることは難しいのではないかと考えております。したがいまして、県とすれば、まず補助金の適正な額が幾らで、不適切な部分が幾らという部分、平成24年度分を確定させ、そして平成23年度分も確定させ、事業としての適正性を確保していくことが当面必要なことと考えます。

それから、委託事業ということでございますので、本来委託事業は、発注する側にかわって事業を実施していただくという前提がございますので、当事者間での課題解決が第一義的に求められるべきものと考えます。その過程にあって、県として何か協力ができる部分があれば、これまでも求めに応じて協力もしてまいりましたし、今後もそうした部分についてはフォローをさせていただきたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 では最初に、山田町のNPO法人問題というのは、今お話あったように、 平成10年の森のトレー事案以来の不祥事ですよ。震災復興の被災地で起きたという意味で は、森のトレーを超えるような重大な事案で、なぜこれが発生したのか、その問題につい て県の関与、責任はどうなのか。県はみずから積極的に解明すべきことだと思います。そ ういう立場でお聞きしますが、緊急雇用創出事業実施要領に基づけば、この緊急雇用創出 事業における県の役割、責任、市町村の役割、責任、委託事業者の役割、責任はどうなっ ていますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回の事案は山田町が事業を行う形に県が補助したものですので、それに沿ってお答え申し上げます。

まず、県の役割でございますけれども、市町村がこの事業の要領、要件を満たす事業を 実施する場合において、県は基金を財源として市町村に補助金、補助率 10 分の 10 を交付 することができるとしております。こういう国の要領に従いまして、県は補助金交付要領 を定めて、今回の事業に対しても補助金を交付する契約を結んでいたものでございます。

第2に、山田町の役割、責任でございますが、これはまさに事業実施主体として、山田町が企画した新たな事業を行う当事者という立場にあったと思います。受託者は、その山田町からの委託内容に沿って事業を誠実に執行するべき立場にあったと考えております。

○斉藤信委員 実施要領によれば、基金事業の事業主体は都道府県だとなっているのです。

これを踏まえて公募するということだと思うのですけれども。それで、まず第1に、なぜ山田町が、実績のない、経理能力もないNPO法人に、最初は1,500万円、平成23年度は最終的に4億3,000万円、平成24年度は7億9,000万円の緊急雇用創出事業を委託したのかと。まず第1の問題はここだと思うのです。この点について、実施要領では委託事業についてこう書いてあるわけです。委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者、受託事業者というのは。この点の確認を山田町がやったのか、県がやったのか、まずここからお聞きしたい。

- ○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、確認でございますが、この事業は先ほども申しま したとおり、山田町が事業主体となって、当事者となって発注する事業でございます。し たがいまして、山田町の財務規則にのっとって契約手続を進めることになります。そうい う意味では、山田町がやったものと考えております。県は、そこはやっておりません。
- ○斉藤信委員 いやいや、今の質問に答えていない。何言っているのだ。その後聞いたでしょう。実施要領では、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者、これが事業受託の対象者なのです。あなた方が交付金を交付するときに、そういうチェックもしなかったのですか。そもそも山田町はNPO法人大雪りばぁねっと。の定款も事業実績も何も調べない。岡田代表は運転免許証のコピーの提出も拒否したというのですよ。だから、こんなことになるわけでしょう。後から調べてみたら、このNPO法人は600万円そこそこの事業実績しかなかったと。そして、第三者委員会の報告では、貸借対照表が間違っているというのですよ、600万円のですよ。経理能力が全くなかった。そこに、最初は1,500万円だけれども、平成23年度は5回も事業計画を変更して、4億3,000万円の事業を委託したのです。それを県は認めたのです、審査して。まず第1に、ここのチェックに県のミスがあったのではないですか。
- ○高橋特命参事兼雇用対策課長 失礼しました。実施要領に確かに能力のある相手方にという記載がございまして、そういう意味で、この要領に従って、当然山田町が事業を実施する場合は、山田町が事業主体となって、この要領の適用を受けるということでございますので、山田町がそういう審査を行うべきものであったと考えております。県につきましては、先ほど申しましたとおり、市町村が事業を実施する場合は、これに補助金を交付するという立場でございまして、事業の相手方の選定審査でありますとか、そういう部分を行う立場にございません。そういうことで、県としてはそこには立ち入らなかったものでございます。
- ○斉藤信委員 平成 23 年度に 5 回も事業計画が変更されて、1,500 万円から 4 億 3,000 万円になっているのですよ。これだけの規模の事業というのは、県内でもほとんどないですよ。そういう事業が本当に遂行できる能力があるのかとチェックするのは当たり前のことでしょう。 5 回も事業計画が変更されているのですよ、違いますか。これは本来、山田町がやるべきなのです。しかし、山田町はやっていなかった。運転免許証のコピーもとれなかったのだから、許されないですよ、こんなことは。だから、初動の段階で、一番初歩的

なところで、県が確認しておけば未然に防止できたと。ましてや、今までも取り上げていたように、平成23年5月2日の時点で、県の社会福祉協議会、県の地域福祉課総括課長、全国共同募金会の代表が、NPO法人大雪りばあねっと。は不当な買い物をして、山田町の社会福祉協議会に請求書を押しつけ、その他のボランティア団体と亀裂を起こしていたと。毎日県の社会福祉協議会に苦情が来ていたというので、直訴して、平成23年5月2日の段階でこのNPO法人は撤退したほうがいいと、言っているのです。

これは結果責任ですから、これだけ事業計画を5回も変更するなんていうことは異常なことですよ。増額したときに、まともにそれを遂行できるNPO法人なのか、こんなのは最小限の注意義務ではないですか。第三者委員会でも最低限の注意義務だと言っているのです。それをどういうふうに受けとめていますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、初動の時点でのお話でございますけれども、先ほども申し上げましたが、当事者である市町村が行う事項として、通常県ではその段階に立ち入って、そこに関与はしていないものでございます。

また、平成23年5月2日の社会福祉協議会の申し入れの時点、確かに県の地域福祉課総括課長も同席していたということでございましたけれども、それぞれの立場で、それぞれの業務を遂行していたということで、残念ながら横の情報交換はなされていなかったということでございました。

最後に、再三の契約変更に対して、県が何らかのチェックをすべきということでございますけれども、報告書の中で立ちどまる機会は再三あったという指摘がございます。そういう評価もあろうかと思いますが、当時の県としては、通常やるべき審査、対応をしていたと考えております。ただ結果として、委員御指摘のとおり、こういう状況になったということは、その点を踏まえて、今後の対応についてはこれまで以上のものを、市町村の自主性を侵すことのないよう、なおかつ県のチェックを、より要所要所にはめ込む形で対応する必要はあろうかと考えております。

○斉藤信委員 まともに事業が運営されていれば通常のものでいいのです。

この間後藤委員から指摘をされて、山田町の緊急雇用創出事業について、県、山田町、大雪りばあねっと。はどういう経過だったのかという一覧表が来ました。平成23年11月28日、業務委託契約第3回変更の欄で、金額変更なし、前金払い90%が100%になりました。これなぜ100%になったのですか。そういうことがあるのですか。

- ○高橋特命参事兼雇用対策課長 これは、報告書に記載されている内容での御説明になりますけれども、前金払いの超過についての事実を契約内容と整合させるために変更したと報告書の中に記載があったかと記憶しております。
- ○斉藤信委員 実はきのうの山田町議会の参考人質疑で、当時の総務課長が、資金が足りなかったから、立てかえ払いをしていたのでやったのだと。きょうの毎日新聞にも出ていますよ。資金不足になったので、前金払い 100%にしたと。だから、こういう異常なときに、それをチェックしなければだめなのですよ。

もう一つ、実はその後、これは資料の2枚目ですが、第5回の業務委託契約変更、1億6,900万円が平成24年1月25日に業務委託契約変更されているのです。ところが、県に対する補助事業契約変更は平成24年3月13日です。県に申請する前に変更してしまっているのです。そして、委託料は平成24年2月7日、全額払っています。わかりますか。これは、不足払いですよ。だから、平成23年度で事業は完全に破綻していたのです。山田町から聞いているのは、4回目、5回目は資金が不足したから増額したのだと。まさに5回目、1億6,900万円、県の事業計画変更の前にNPO法人と契約変更をやって、全額払っている。それでも、平成23年度は2億円未払いだったと言われているのです。だから、問題は平成23年度だったのです。それはどういうことなのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、第1点の御指摘、変更前の平成24年1月25日の段階で、山田町とNPO法人の間で委託契約の変更があったという点でございます。この点につきましては、確かに委員御指摘のとおり、本来であれば、県と計画変更協議をした上で対応すべき事項でございます。ここについては、改めて現地の対応については確認が必要だと考えております。

第2点目に、この後の事業計画変更について、平成24年3月に山田町から県に対する承認申請が来た時点で、平成23年度の委託料の前金払いの状況については、報告を求めてございません。それはあくまでも当該市町村の財務規則の規定の範囲内で、契約の履行の一部としてやるものでございますので、その金銭の支払い状況までは報告を求めるものではございません。あくまでもその事業の手続の順番が前後したという点については、やはりルール以外のところでございますので、これについては確認の上、今後はただしていかなければならないと考えています。

○斉藤信委員 前金払いを 100%にしたと、それは総務課長が言うように、資金が不足したのだと、だからやったのだと。通常でないことをやったときには、それをきちっとただす。実際に、それでも足りないので1億6,900万円、勝手に事業計画を変更しているのですよ、補助金申請の変更を出す前に。そういうことをやられているのに、あなた方が危機感を持たないでチェックしなかったというのはどういうことなのですか。

平成23年度の完了検査に当たって、平成24年3月16日、宮古地域振興センターが調査 に入っていますが、こういうときにどういうことを指摘しましたか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成24年3月16日に検査に入って、一つには、会計処理の整理状況ができていない、検査、確認をすることができない状況でありましたので、ここについてきちんと整理を行うようにという指導を行っております。そのほかに、給与の支払い額が非常に高額の者もいるので、そういう点については役場として改善をするようにというお話を伝えております。そのほかにいろいろございますけれども、主な項目として御紹介いたしました。

○**斉藤信委員** このときが極めて重要な、県の責任が問われたのだと思いますよ。平成 24 年 3 月 16 日に宮古地域振興センターが緊急雇用創出事業に係って指導したと。その中身は、

リース料、旅費、消耗品等の領収書類が不備多数で、存在する領収書について内容を確認した結果、どこに何をしに行ったか旅費は不明、消耗品は何を買ったか不明、支払い額とリース契約が不一致、支払い書類が確認できる経費のみ補助金対象とすることを説明したと。最後こう言っているのです。平成23年度完了検査において、厳しくチェックを行う必要がある。場合によっては本庁の検査を要請することも必要であると、こういう危機感を持っていた。平成24年3月16日ですよ。これが何で4月にすんなり完了検査が通るのですか。

実は、第三者委員会の報告で、平成24年7月に監査委員が監査をしたと。平成24年7月26日の監査委員の指摘はこういうものです。旅費、交通費、研修費、消耗品費、燃料費、材料費、リース料のそれぞれにおいて、明細あるいは領収書がなく、不明なものが多数ある。それぞれについて書類を添えて明らかにされたい。翌年の7月16日でもこういう指摘をされている。何で平成23年度の県の完了検査がそれで通るのですか、通したのですか。ここで異常さに気づいて、あなた方がとめたら、少なくとも平成24年度の不正は出てこなかったのですよ。いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 私もこの事案について、いろいろ関係書類等を調べて、委員と同じような疑問を持ち、その点については再三宮古地域振興センターに確認した結果、平成24年4月の検査で支払い内訳、経費内訳書、それに対応する領収書類、全てそろっていて、それについては量も膨大であったため、山田町へ出向いての検査から書類を持ち帰って、その突合作業を行った上で了解したという報告を受けております。そこまでやったということですので、いずれ平成24年4月の段階では、それらの経費一覧、それに見合う支払い証拠書類がそろっていたということでございます。それを確認したので、県としましては、この平成23年度事業については了承いたしました。

二つ目の平成24年7月26日の山田町監査委員からの指摘でございますけれども、これにつきましては、これまでの確認の中で、どういう書類であるのか、指摘事項であるのかは確認できておりません。3月二十何日でしたか、山田町監査委員で、平成23年度分についての本監査があって、おおむね良好である、ただし何か改善すべきとかいう表現もあったかと思いますが、最終結論としてはおおむね良好であるという監査がなされたということは記憶してございましたが、平成24年7月26日の指摘の内容については承知してございません。対象年度についても、そういう意味で承知してございませんので、お答えできかねます。

○斉藤信委員 平成 24 年 3 月 16 日に県が、先ほど私が紹介したような指摘をしていて、 4 月になったらうまくいったと。ところが、監査委員が監査したら、また同じことが指摘 されていると。これきちっと再調査してください。

それで、平成23年度の3月分の人件費は未払いだったと。未払いだったのです、四千数百万円。NPO法人の預金通帳には115万円しかなかったのです。いいですか、1億6,900万円不足払いしても、人件費を払えなかった。平成24年度で7,000万円払っているのです

よ、平成23年度分。これは完全なチェックミスではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成 24 年3月分の人件費未払い、そのほかにも、委員御指摘のように、約7,000万円、平成24年度事業費からリース会社を経由して払った部分に、平成23年度未払い分へ充てた経費があったという報告書の記載がございます。通常、平成24年3月の人件費は、確かに支払い日が4月半ばでございますので、検査の段階ではまだ支払い日が到来しておりませんので、今後支払い予定の平成23年度経費ということで、県としては確認をしたものでございます。残念ながら、その時点で通帳までは確認していないというのはそのとおりでございますけれども、一応今後の支払い予定の経費として、平成23年度にその分を入れて、合計4億3,000万円余という事業費になるという報告を山田町から受け、必要な検査をした上で了としたものでございます。

○斉藤信委員 結局平成 23 年度から乱脈経理、やりたい放題の実態があって、本当に 2 億円を超えるような未払いが残ったのです。それを県は、残念ながら完了検査、その他でチェックできなかった。不足払いも行われていた。このチェック体制の甘さは極めて深刻だと思いますよ。

それで、大きな2点目で、この事業破綻の最も大きな要因になったと私は思うけれども、 無料入浴施設、御蔵の湯です。これはリース料、組み立て費、材料費ということでやられ ていますが、こういう仕組みで無料入浴施設ができると誰が言ったのですか。

- ○高橋特命参事兼雇用対策課長 これまでの私どもの確認の中では、確かに無料入浴施設を整備したいが、緊急雇用事業でやることは可能かという問いかけに対し、制度上はリース費と材料費等にそれぞれ区分することができれば可能であるという制度としての回答はしてございますが、今回実際整備された施設、当時であれば整備しようとしていた内容に沿って、個別具体の照会を受けたものではないと把握しております。
- ○斉藤信委員 可能であると言ったことが間違いだと思いますよ。無料入浴施設の開所式、 山田町長が御挨拶しているけれども、こう言っているのです。山田町では復興支援事業の 一環として、町民の皆様方の交流の場、災害時の避難場所としての機能をあわせ持つ仮設 公衆浴場を旧町立図書館跡地、御蔵山に建設し、建設しですよ、このたび開所の運びとな りました。山田町が建設したと、これが山田町長の御挨拶です。そして、沿岸広域振興局 副局長の代理も出ていると。これはまさに建設工事そのものですよ。これがリースと材料 費と組み立て費に分ければできるという指導をしたから、大失敗したのですよ。この指導 が間違ったと思いませんか。
- ○高橋特命参事兼雇用対策課長 先ほども申しましたが、あくまでも個別具体の条件のもとではなくて、一般論としてこういうものは制度として認めていると説明をしたと考えております。また、委員から御指摘ありました開所式のパンフレットの中にも、事業内訳として、緊急雇用創出事業による建物、附帯設備、リース対応という形で、あくまでも山田町からは部分的なリース対応であるという説明を受けて、県としては事業を承認してきたものと理解しております。

○斉藤信委員 では、もうちょっと紹介しますが、ここにどういうふうに紹介されているかというと、●●●●●●代表取締役社長、これは請負業者でしょう。開所式に、リース会社が出ていないのですよ。おかしいと思いませんか。リース会社はなかったのです。あなた方が可能だと言うのだったら、どのリース会社が、どういう形でリースしたのか確認しなければだめでしょう。岡田代表の名前で●●●●●●●は建設工事を発注したのですよ、1億2,000万円余で。その未払い金を平成23年度から抱えたのです。あなた方が可能だと言うのだったら、そういうチェックするのは当たり前でしょう。そもそも認めたこと、可能だということ自体が県の対応としては間違ったと思います。無料入浴施設を材料費と組み立て費とリースで分けられますか。それは、誰が考えたのですか。可能だと言うのだったら、確かめなければだめでしょう。全くこのごまかしがそこから始まったのですよ。大雪りばあねっと。は、御蔵の湯だけではない、B&Gの体育館の改修まで発注工事をやっている。建設工事ですよ。やってはならないことをやっているのです。御蔵の湯でやってはならないことをやったのです。だから、何でもできると錯覚したのです。可能だと言ったことが間違いだったと思いませんか。今でも可能だと思いますか。そして、なぜチェックしなかったのですか。

○寺本雇用対策・労働室長 ただいまの御質問についてでございますけれども、一般論で申し上げましたといいますのは、これ以前に、自衛隊の仮設の浴場があって、次に大雪りばあねっと。の仮設の浴場があって、その後、緊急雇用創出事業は基金が活用できないかという質問があったという前提があって、一般論としてお答えしたというものでございます。こういう施設をつくるということに対して県がお答えしたものではございませんで、今こういう形になっていて変だということと、もともと仮設としてできないかと言われれば、仮設についてもありましたというお答えをしたということで御了解をいただきたいと思います。

○熊谷泉委員長 斉藤委員に申し上げます。長時間に及んでおりますので、まとめてお願いします。

○斉藤信委員 今すごく大事なところ。そんなのは、弁解にもならないですよ。いいですか、無料入浴施設は山田町長の特命でやったとは言っているのですけれども、問い合わせがあって答えているのですよ。リース料、材料費、組み立て費ということだったら可能だと。だからやったのですよ。しかし、リース会社はなかったのです。できるリース会社がなかったから、架空のリース会社をつくったのですよ。そして、あなた方は開所式にまで出ているのですよ。このときにおかしいと思わなかったのですか。あれだけの建物がリースでできるなんて誰が考えますか。何が材料費なのですか。●●●●●●●を調べたらすぐにわかることですよ、建設工事の発注なんていうのは。できないことをできると言った。現物を見ても、あなた方はそれに疑問を感じなかった。おかしいではないですか。

もう少しお聞きしますが、平成24年11月9日、山田町から宮古地域振興センターへの 説明がありました。この説明文書では、平成24年8月20日、この段階でリース会社設立 の経緯、未払い金3億5,000万円以上の存在を知ったと。だったら、この段階で直ちに手を打つべきだったのではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今委員から御指摘の文書につきましては、平成24年11月9日に、県からのいろいろな問い合わせの過程で、山田町から宮古地域振興センターへの説明の資料として持参された内容でございます。この時点で、報告書の中にもありましたけれども、県として疑問を感じ、また山田町へもいろいろ問い合わせをしていたやりとりの中で、こういったものも出てきております。当然この説明を受けて、重ねて県からも問い合わせをしたりしておりましたので、そういったやりとりをしている中で、報告書では県からの照会が4回にわたってあったという記載がございました。そういったやりとりをしている途中、平成24年11月29日に岡田代表から役場に資金枯渇の話があり、平成24年12月10日の事案発覚という事態に至ったものでございます。そういう意味では、この内容の説明を受けた段階では危機的なというか、もうひたすら平成24年12月10日の状況に向かっていたのかと推測いたします。

○斉藤信委員 最後、部長にお聞きしたい。平成23年度は4億3,000万円、平成24年度は7億9,000万円、平成24年度は既に63%が不適正、平成23年度も山田町長は2億円ぐらい不適正が出るのではないかと言っています。本当に前代未聞の不祥事が出た、第一義的にはNPO法人だし、そして山田町の責任は本当に重大です。しかし、これを食いとめられなかった県の責任というのもあると思うのです。きっちり全庁的な体制で検証すべきです。

もう一つ、岩渕委員も言われたけれども、余りにも乱脈、あくどいNPO法人ですよ。 これは徹底した責任追及、損害賠償をやらなければだめだし、第三者委員会の報告でも指摘しているように、山田町の当時の町長、副町長らの責任も、極めて深刻なものです。山田町に対して法的な支援も含めて、本当に必要な助言、支援を強化すべきだと。率直に言うと、今の顧問弁護士程度では何ともなりませんよ。そういう支援をしっかりすべきだと思いますが、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 今般の事案については、緊急雇用創出事業に絡む事案であるだけに、当部としてもこういう事態に至ったということは、まことに遺憾であると考えております。つきましては、全容の解明をしっかりとしていくということは、もちろん最も大事なことでありますし、その前提としてはNPO法人がしっかりと説明責任を果たす、そして町民の方々に対し、こういう事態に至った部分の説明と謝罪をするべきであると考えております。

県といたしましては、質疑の中でもありましたとおり、本事業については、本事業としての適正さをしっかりと担保していくという姿勢でありますし、山田町に対しては、今後の復興の足かせにならないように、また、山田町に対する過度な行政的な関与ということにならないように、バランスを考えながらしっかりと対応して、問題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、法的な部分についての全庁的な対応については、

関係部署等とも検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、本委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、 さきの委員会において決定いただきましたとおり、平成25年5月28日から29日まで、1 泊2日の日程で実施いたします。追って通知をいたしますので御参加を願います。

以上をもって本日の全日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。